



基本的な考え方・方針

S U B A R Uグループは、企業理念の実現のため、高品質で環境にやさしくコストパフォーマンスに優れた部品や原材料、設備の調達を目指しています。そのためには、お取引先様とS U B A R Uが対等な立場で相互に信頼し、切磋琢磨し、共存共栄できる関係をつくることが重要だと考えています。

調達基本方針

S U B A R Uは以下の基本的な考えのもと調達活動を推進しています。

1. コンプライアンス&グリーン調達

私たちは、人・社会・環境の調和を目指した調達活動を行い、法令・社会規範の順守と環境保全に配慮した取引に努めます。

2. ベストパートナーシップの構築

私たちは、信義誠実の原則に従った相互信頼の取引関係を基本として、お取引先様と「WIN-WIN」の関係を築いていきます。

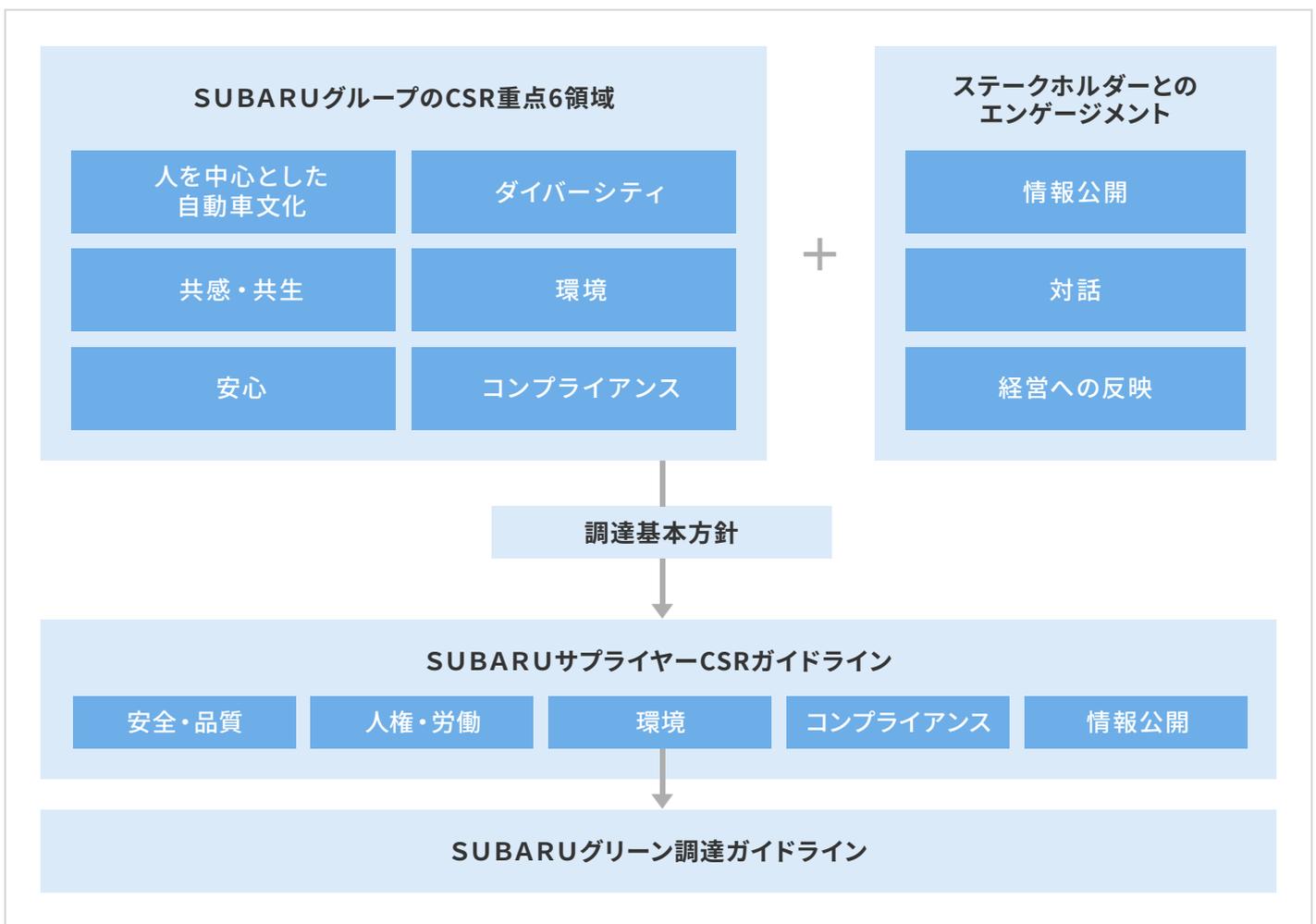
3. フェアでオープンな調達先の選定

お取引先様の選定にあたっては、国内外全ての企業に広く門戸を開き、常に公平・公正を期すとともに、品質・コスト・納入・技術開発・マネジメント・環境（QCDDME）の6つの視点から最も優れた物品・サービスの調達に努めます。

適正取引およびCSR調達に向けた推進体制

S U B A R Uは従来より、自動車部門・航空宇宙カンパニー・産業機器本部の調達部門で構成する「購買環境委員会」が、調達に関わる環境課題への対応を中心に活動を行ってきました。2011年度からは、対象をS U B A R U CSRの取り組みにも拡大し、名称を「調達委員会」と改名して活動を推進しています。

調達委員会の活動方針は「適正な調達を行うと共に、お取引先様におけるCSRの推進を促す」とし、S U B A R Uとお取引先様との適正取引推進や、サプライチェーンの皆様との連携によるCSR調達を行っています。



適正取引の推進

SUBARUは従来より、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法などの調達業務に関連した法令の順守に取り組んできました。また、2007年6月に経済産業省が公表した「自動車産業適正取引ガイドライン」の適正取引推進活動も行っています。その一環として、SUBARUのサプライチェーンのお取引先様を対象とした相談窓口を設置しています。

また、従業員に対しても、調達担当者向け法規制の研修やイントラネットでの注意喚起を実施し、適正な取引の徹底を図っています。

関連項目

[適正取引推進相談窓口について](#)
 PDF/164kB

適正取引に関する2017年度の従業員研修実績

自動車部門

- ・ 新人受入教育：5人
- ・ 転入者受入教育：33人
- ・ 適正取引ガイドライン講習会：165人

航空宇宙カンパニー

- ・ 新人受入教育：5人
- ・ 資材部EMS※教育：121人
- ・ 実務法務教育「下請法」：81人
- ・ 購買改革の進捗状況説明：177人

※EMS：Environmental Management System
(環境マネジメントシステム)の略。

サプライヤーCSRガイドライン

SUBARUのCSR調達を推進し、お取引先様のCSR実践に役立てていただくための資料として「SUBARUサプライヤーCSRガイドライン」を作成、発行しています。「SUBARUサプライヤーCSRガイドライン」は、日本自動車工業会が策定した「サプライヤーCSRガイドライン」をベースにSUBARUのCSR方針を織り込んだものです。

2013年度には、自動車部門、産業機器本部、航空宇宙カンパニーの全てのお取引先様に向けた全社統一版ガイドラインとして発行し、2015年度には紛争鉱物※など社会問題の原因となる原材料の不使用を盛り込んだ内容に改訂しました。また、同じく2015年度には、米国の現地生産工場であるSubaru of Indiana Automotive, Inc. (SIA) との共同版としてガイドラインを改訂し、調達方針の統一を確認しています。

お取引先様を選定する際には本ガイドラインの順守を条件の1つとしており、お取引先様はもとより、お取引先様の仕入れ先も含めて、CSRを展開・推進いただくことをお願いしています。SUBARUは今後もCSR調達の取り組みを推進していきます。

※紛争鉱物：コンゴ民主共和国およびその周辺諸国において、同地域の武装勢力の活動資金元として産出される鉱物。



SUBARUサプライヤー
CSRガイドライン

S U B A R U サプライヤーCSRガイドライン5項目

S U B A R U は以下の基本的な考え方のもと調達活動を推進しています。

① 安全・品質

- ・ 消費者・顧客ニーズに応える商品・サービスの提供
- ・ 商品・サービスに関する適切な情報の提供
- ・ 商品・サービスの安全確保
- ・ 商品・サービスの品質確保

② 人権・労働

- ・ 差別撤廃
- ・ 人権尊重
- ・ 児童労働の禁止
- ・ 強制労働の禁止
- ・ 社会問題の原因となる原材料の不使用
- ・ 賃金
- ・ 労働時間
- ・ 従業員との対話・協議
- ・ 安全・健康な労働環境
- ・ 人材育成

③ 環境

- ・ 環境マネジメント
- ・ 温室効果ガスの排出削減
- ・ 大気・水・土壌等の環境汚染防止
- ・ 生態系の保護
- ・ 省資源・廃棄物削減
- ・ 化学物質管理

④ コンプライアンス

- ・ 法令の順守
- ・ 競争法の順守
- ・ 腐敗防止
- ・ 機密情報の管理・保護
- ・ 輸出取引管理
- ・ 知的財産の保護

⑤ 情報開示

- ・ ステークホルダーへの情報の開示

サプライヤー調査結果：2015年度と2017年度には、重点取引先を対象にCSR訪問面談調査を行い、外国人労働者や技能実習生に対する人権侵害が発生していないことなどを確認しました。また、同時にCSR自主点検結果を回収し、各社とも2017年度の結果が2015年度に比べて改善傾向であることを確認しました。

関連情報

- ＜ [S U B A R U サプライヤーCSRガイドライン](#)  PDF/835KB
- ＜ [S U B A R U グリーン調達ガイドライン*](#)  PDF/349KB
- ＜ [グリーン調達ガイドライン 航空宇宙カンパニー版*](#)  PDF/338KB

* S U B A R U グリーン調達ガイドラインおよびグリーン調達ガイドライン航空宇宙カンパニー版は、S U B A R U サプライヤーCSRガイドラインの「③環境」項目を具体化したものです。

紛争鉱物に関する基本方針

コンゴ民主共和国およびその周辺諸国で産出される鉱物（スズ、タンタル、タングステン、金）の一部は、同地域で人権侵害や環境破壊などを行う武装勢力の資金源になっているといわれており、紛争を助長する懸念があることから「紛争鉱物」と呼ばれています。

S U B A R Uグループは、紛争鉱物の調達・使用によって人権侵害や環境破壊に加担する意思はありません。今後も調達活動における社会的責任を果たすため、お客様やお取引先様と連携し、紛争鉱物をはじめとする「社会問題の原因となる原材料の不使用」を目指し、取り組んでいきます。

2017年度は製品供給先からの依頼に基づき、供給製品の部品・材料発注先約200社を対象とした紛争鉱物調査を実施しました。

お取引先様とのコミュニケーション

中長期的な経営戦略や品質・調達・生産・販売に関する方針をお取引先様と共有するため、「方針説明会」を毎年春に実施し、お取引先様約400社・700人に参加いただきました。また、お取引先様で構成される「協力会」とも連携し、定期的に情報を交換しています。さらに毎年1回、技術開発や生産、品質改善などに関して特に協力していただいたお取引先様を表彰しています。



自動車部門お取引先様の「協力会総会」



航空宇宙カンパニーお取引先様の「協力会」による品質向上取り組み事例紹介

完成検査問題へのお取引先様対応

完成検査問題に端を発する一連の不適切事案（詳細は「[完成検査および燃費・排出ガス測定に関する不適切事案について](#)」を参照下さい）については、2017年10月にS U B A R Uの完成検査において不適切な対応が行われていたことが発覚して以降、調達本部が主催するお取引先様向けの説明会や会合において、事案発生の経緯等をご説明し、ご心配とご迷惑をおかけした事をお詫びしています。